

「えるぼし」「ユースエール」合同認定通知書交付式を実施しました！

香川労働局（局長：栗尾保和）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく基準適合一般事業主として、令和5年4月11日付で、**四国電力株式会社**を「えるぼし（2段階目）」認定しました。

また、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく基準適合事業主として、令和5年4月19日付で、**西日本ロード施設株式会社**を「ユースエール」認定しました。

令和5年4月27日、香川労働局において、合同認定通知書交付式を実施しました。



えるぼし（2段階目）
認定マーク



ユースエール認定マーク

写真左から、栗尾労働局長、西日本ロード施設株式会社 金子代表取締役社長、
四国電力株式会社 三谷人事労務部長、尾原ダイバーシティ推進チームリーダー、松保氏

- ◇「えるぼし」認定制度とは、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主を認定する制度です。
- ◇「ユースエール」認定制度とは、若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。
- ◇認定を受けると、認定マークを商品、広告、求人票等に付けることができ、優良企業であることを対外的にアピールできます。さらに、公共調達や政府系金融機関の融資等で優遇措置を受けることができます。

●えるぼし認定については、

香川労働局 雇用環境・均等室（TEL 087-811-8924）

●ユースエール認定については、

香川労働局 職業安定部 職業安定課（TEL 087-811-8922）

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>